

岐阜市ワークダイバーシティ賛同企業公表制度 募集要項

1 趣旨

岐阜市（以下、「市」という。）は、市内企業のワークダイバーシティ⁽¹⁾の取組を促進することを目的に、ワークダイバーシティ及び市内企業が目指すべき理念と方向性⁽²⁾に賛同し、自らもベストプラクティス⁽³⁾を実践するとともに、市（行政）と協力し地域のワークダイバーシティを推進する市内企業（以下、「賛同企業」という。）を募集し、公表する。

【用語解説】

（１）ワークダイバーシティ

さまざまな働きづらさを抱えた方が、働くことを通じて幸せを実感するための多様で柔軟な働き方。

（２）市内企業が目指すべき理念と方向性

「多様な人を働き手として受け入れ、大切に育て、仕事を通じて幸せを感じてもらうことで、この地域に働き手に選ばれる企業を増やすこと。」及び「様々な働き手の活躍によって、地域の企業が繁栄し、魅力ある企業社会の創出により地域社会の繁栄に貢献すること。」

（３）ベストプラクティス

ワークダイバーシティの推進や従業員の働きがい向上のために実践している各社の最善の方法や最良の事例。

2 事業の内容

（１）事業概要

ア 賛同企業の公表

市は賛同企業からの参加申込に基づき、市ホームページ等において会社概要や取組を公表する。

イ ワークダイバーシティ関連事業における連携

賛同企業は自社が実施しているベストプラクティスの情報提供を行うとともに、市が主催または共催する働きづらさを抱えた方の雇用に関する勉強会や企業・団体との意見交換会へ参加する。

（２）賛同企業のメリット

ア 市ホームページ等への掲載

市ホームページ等に企業名、取組が掲載され、企業のイメージアップに繋がる。

イ 市主催イベント等への参加

市が主催または共催するワークダイバーシティ関連イベントに優先的に参加できる。

ウ ワークダイバーシティ関連情報の配信

ワークダイバーシティに関連する各種情報メールが配信される。

（セミナー参加者募集、イベント情報、市の関連補助金情報など）

エ 総合評価落札方式等の加点対象

総合評価落札方式等の加点の対象となる。

3 応募資格

次の（１）～（９）に掲げる要件のすべてに該当する事業者。

- （１）市が推進する「ワークダイバーシティ」及び「市内企業が目指すべき理念と方向性」に賛同していること。
- （２）「宣誓書（様式第３号）」に記載の「(1)多様な人材の雇用に関すること」、「(2)柔軟な働き方の推進に関すること」、「(3)働きがいのある職場環境の整備に関すること」について、全ての項目で、いずれかの取組があること。
- （３）市（行政）と共に地域のワークダイバーシティを推進する意思があること。※1
- （４）市内に事業所を有する法人または団体であること。（支店、営業所を含む）※2
- （５）労働関係法令を遵守していること。
- （６）業態が公序良俗に反していないこと。
- （７）宗教活動又は政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- （８）岐阜市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成 23 年 3 月 31 日決裁）第 3 条に規定する排除措置の対象となる者でないこと。
- （９）市税等（法人市民税、法人税、消費税、固定資産税、都市計画税、法人事業税、地方法人特別税、事業所税等）の滞納がないこと。

※1 市が関連する、働きづらさを抱えた方の雇用に関する勉強会や企業・団体との意見交換会には 3 年間で 1 回以上の参加を必須とし、更新の際の要件となります。なお、対象となる勉強会や企業・団体との意見交換会の開催日時や内容は、事前に市より賛同企業へ通知します。

※2 市内に複数事業所を有する場合は、本店等が代表して申請をしてください。なお、総合評価落札方式等の加点の都合により、支店ごとに申請を希望する場合は事前に市に相談の上、申請をしてください。

4 提出書類等

（１）提出書類

- ア 「岐阜市ワークダイバーシティ賛同企業公表制度」参加申込書（様式第 1 号）
- イ 誓約書（様式第 2 号）
- ウ 宣誓書（様式第 3 号）
- エ ベストプラクティスの取組が確認できる資料

※詳細は宣誓書（様式第 3 号）添付資料（例）をご確認ください。

（２）申込方法

- ア 申込書類の提出方法 持参、郵送、オンライン申請

イ 提出先

<持参・郵送>

岐阜市経済部労働雇用課

〒500-8701 岐阜市司町 40 番地 1 岐阜市役所 1 3 階

※持参する場合、平日の午前 9 時 00 分～午後 5 時 00 分まで

(ただし、午前 12 時から午後 1 時までを除く)

<オンライン申請>

<https://logoform.jp/form/BcLm/938452>

※申込は随時受け付けます。

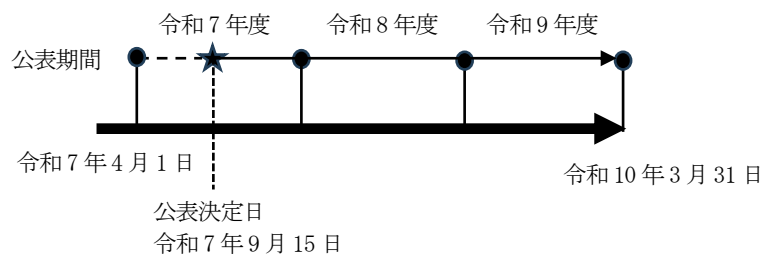
5 確認方法

- (1) 事務局において原則、書面で確認をします。
- (2) 確認にあたり、取組内容について訪問や聴き取りなどの調査を行う場合があります。
- (3) 確認後、確認結果を申込者に通知します。

6 公表について

- (1) 公表する内容は会社概要と宣誓書(様式第 3 号)とします。
- (2) 公表する期間は賛同企業を決定した日の属する年度の翌々年度の 3 月 31 日までとします。
(最長 3 年間)
- (3) 継続して本制度の参加を希望する場合は、有効期間が終了する日の 60 日前までに更新の申請(様式第 5 号)をしてください。

<新規の場合(例)>



7 注意事項

- (1) 提出書類は返却いたしません。
- (2) 申込書等に記載の企業および個人情報については、本市のワークダイバーシティに関する事業以外に利用しません。
- (3) 虚偽の申告や公表要件に該当しなくなった場合は、公表を取り消します。

8 事務局

〒500-8701 岐阜市司町 40 番地 1 岐阜市役所 13 階

岐阜市役所 経済部 労働雇用課

電話：058-214-2358 (直通)

メールアドレス：roudou-koyou@city.gifu.gifu.jp